令和5年度(2023年度) 指定障害福祉サービス事業者等集団指導資料

熊本県の医療的ケア児等支援について

- 医療的ケア児について
- Ⅱ 医療的ケア児支援関係事業(障がい者支援課)
 - · 医療型短期入所事業所等設置支援事業
- Ⅲ 市町村における取組み
 - (i)協議の場の設置
 - (ii) 医療的ケア児等コーディネーターの配置
 - (iii)地域支援体制の構築

令和6年(2024年)3月8日(金)

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課

l 医療的ケア児について

- (i) 医療的ケア児の概要について
 - ・人工呼吸器や胃ろう等の使用が日常的に必要な児
 - ・一人ひとり、状態や必要なケアが異なる。
 - ・全国で約2万人
 - ・熊本県内は286人。(R3時点)
 - ・重症心身障害児から動ける医ケア児まで
- (ii) 医療的ケア児とその家族の支援に関する法律 (医療的ケア児支援法) について
 - ・令和3年9月施行
 - ・地方公共団体、学校設置者、保育所設置者の責務を明記
 - ・医療的ケア児支援センターについて
- (iii) 厚生労働省からこども家庭庁へ移管

医療的ケア児について

- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
- 全国の医療的ケア児(在宅)は約2万人(推計)



- 歩ける医療的ケア児から寝たきりの重症心身障害児※1までいる。生きていくために日常的な医
- 生きていくために日常的な医療的ケアと医療機器が必要例) 気管切開部の管理、人工呼吸器の管理、吸引、在宅酸素療法、胃瘻・腸瘻・胃管からの経管栄養、中心静脈栄養等
- ※1:重症心身障害児とは重度の知的障害と 重度の肢体不自由が重複している子ども のこと。全国で約43,000人(者も含まれて いる)。[岡田.2012推計値]



(出典:厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究(田村班)」及び当該研究事業の協力のもと社会医療診療行為別統計(各年6月審査分)により障害児・発達障害者支援室で作成)



* 画像転用禁止

児童福祉法の改正 (平成28年5月25日成立·同年6月3日公布)

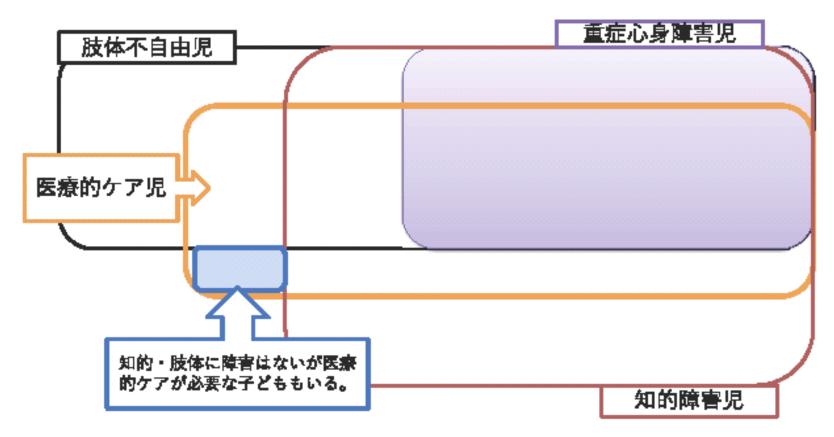
第五十六条の六第二項

「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある

障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保

健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならない。|

医療的ケア児の概念整理



[医療的ケア]

人工呼吸器、気管切開、吸引、経管栄養(経鼻、胃瘻、腸瘻)、酸素療法、導尿、IVHなど

地域における医療的ケア児の支援体制の整備

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加。
- 平成28年5月25日成立・同年6月3日公布の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、地方公共団体に対し、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に関する努力義務を規定(児童福祉法第56条の6第2項)(本規定は公布日施行)
- 「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」(平成28年6月3日関係府省部局長連名通知)を地方公共団体等に発出し、連携体制の構築を推進。

地方公共団体

保健医療障害福祉保育教育その他

医療関係

- ○訪問診療や訪問看護等医療を受けながら生活 することができる体制の整備の確保
- ○小児在宅医療従事者育成のための研修会の 実施

障害福祉関係

- ○障害児福祉計画等を利用しながら計画的 な体制整備
- 〇医療的ケアに対応できる短期入所や障害 児通所支援等の確保 等



保健関係

○母子保健施策を通じて把握した医療的ケア児の保護者等への情報提供等

保育関係

〇保育所等、幼稚園、認定こども園 における子どもの対応や保護者の 意向、受入体制などを勘案した受入 や医療的ケア児のニーズを踏まえ た対応 等

関係機関等の連携

- ○協議の場の設置
- ○重症心身障害児者等コーディネーターの配置等

教育関係

- ○学校に看護師等の配置
- ○乳幼児から学校卒業後までの 一貫した教育相談体制の整備
- ■質じた教育相談体制の整備○医療的ケアに対応するための
- 体制整備(看護師等の研修)等

地方公共団体の関係課室等の連携

- ○関係課室等の連携体制の確保
- ○日頃から相談・連携できる関係性の構築
- ○先駆的に取り組んでいる地方公共団体 の事例を参考としつつ推進 等

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為) を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生等を含む。)

立法の目的

- ○医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- ○医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切 な支援を受けられるようにすることが重要 な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るととも に、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを生み、育てることができ る社会の実現に寄与する

基本理念

- 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援 ■ 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、 学校の設置者等の責務

国・地方公共団体による措置

支 摆

措

置

○医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援

- ○医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- ○相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- ○支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- ○保育所における医療的ケアその他の支援
 - →看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- ○学校における医療的ケアその他の支援
 - →看護師等の配置

医療的ケア児支援センター(都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う)

- ○医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- ○医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

旅行期日:公布の日から起算して3月を経過した日(令和3年9月18日)

検討条項:法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策/災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

年(2022年) 1月 6 日 木曜日 合 在宅の医療的ケア児(0~19歳) 数の推計値 2022年4月の診療報酬改定に盛り込む。 を広げ、乳幼児期から高校まで切れ目のない対応を促す。 どもの受診状況などを学校医らと共有したりした場合 化する方針を固めた。 厚生労働省は5日、 在宅で医療のケアを必要とする子どもへの支援を強 医療機関に支払われる診療報酬の加算について対象 2,0 1.8 1.6 1.4 1.2 診療報酬 ※厚生労働省による 15 16 17 18 19 20 1.0 主治医が緊急時に往診したり、 たんの吸引や人工呼吸器の管理な 12 13 な子どもは「医療的ケア児」 者の過重な負担の軽減が課 年度) と推計されるが、退 倍增 命率が上がり、過去12年で いった医療技術の進歩で救 療室(NICU)の整備と と呼ばれる。新生児集中治 題になっている。 できる環境づくりや、 院後に安心して通園 日常生活でのケアが必要 金国に2万人弱(20 加算対象を拡大 子 検討。現行では主治医が小 支援の強化に向けた内容を 中央社会保険医療協議会 中学校などの学校医らに子 療報酬の見直しを議論する に高校などを加える方針 らの情報提供先にも、 る訪問看護ステーションか 校にも拡大することを了承 組みを保育所、幼稚園や高 額が加算されるが、この仕 共有すれば診療報酬に一定 どもの診療状況を文書で伝 の往診では、 (厚劣相の諮問機関) 医療機関に支払われる診 自宅を訪れて看護に当た 学校生活上の留意点を 医師による緊急時 は 協議会、親の部会長の小ー全国医療的ケア児者支援 れているが、医療的ケアなどの場合に報酬が加算さ れんを対象に加える方向児を念頭に呼吸不全やけい 間付きっきりで世話をしな は大きい。2021年9月 ければならないなど、負担 的に態勢整備に乗り出し 法が施行され、 に超党派の議員立法で支援 看護師の学校配置も拡充 医療的ケア児を巡って 医療的ケア児 親が仕事を辞めて24時 からチューブで胃に栄 養を送る胃ろうや、 工呼吸器などのケアが 政府も本格 必要な子ども。 術の進歩に伴い、過去 10年で倍増。 国の調査 では2019年度、保育所 に533人、幼稚園は266 めた。 た 方、診療報酬の加算で患者 スになる」と歓迎する。 勢の充実につながり 林正幸さん(48)は、 入れてきた。ケア児を受け の窓口負担が増える場合も 38に増加。特別支援学校 の260から19年度には4 入れている保育所は15年度 を配置する補助事業に力を は、保育所や学校に看護師

令和3年6月12日

党派による議員立法

子どもは全国に約2万

て医療的ケアが必要な

える」と掲げた。

医療

ために、看護師らの配 話をする必要をなくす

制をつくってもらわな

いといけない」と求め

対し「専門人材を含め、

しっかりとした相談体

常生活を社会全体で支

に「医療的ケア児の日

保護者が付き添って世

支援法は、

基本理念

的ケアを必要としない

置を要請。

国や自治体

適切な対応を取る

人いるとされる。

医療

と自治体には医療的

ケア児と家族に適切な 対応を取る責務がある 保護者の付き添いがな

くても適切な支援を受けられるよう、学校や 保育所に、看護師らの 配置を求める 会都道府県に家族の相談に応じ、情報提供や助言をする「医療的ケア児支援センター」の設置を促す

り ズーム

胃にチューブで を送る経管栄養や、 うたんの吸引、人工呼吸器装 などの医療行為が日常的に必要 医療技術の発達に伴っ

新生児集中治療室(NICU) される例が増え、近年、 自宅で暮らす医療的 全国に約2万人いると 計されている。心身障害がある

と指摘。支援センター もらつことが重要だ ていろんな学びをして の記者会見で「安心し 児支援センター」の設 言をする「医療的ケア 府県には、 支援を求めた。 については都道府県に に応じ、 置を促す。 田村厚労相は、 情報提供や助 家族の相談 各都道

全国に拠点 久厚生労働相は同日、

要な「医療的ケア児」 たんの吸引などが必 て「体制の整備に力を 看護師らの配置につい

十分で、

家族が世話の

育を受けられるよう最 子どもたちとともに教

大限に配慮し、行政や

での受け入れ体制が不

看護師

配置

ために離職せざるを得

ないことなどが課題と なっている。

民間が緊密に連携する

よう注文した。 保育所や学校には、

校への看護師らの配置 設置することが柱。超 成立した。保育所や学 全会一致により可決、 が11日、 や家族に対する支援法 全国に支援拠点を 参院本会議で 尽くしていく」と強調 る胃ろうを使うなどし 呼吸器や人工栄養を送 した。 自宅で暮らし、

務と明記した。田村憲ことを国や自治体の責 えているが、教育現場

人2086420

医療的ケア児

ースもあり、症状は一人一人異

高校は2181人が在籍し

人、小中学校は7398人、

(特別支援学校を含 。近所に受け入れ

医療態 プラ 態勢の整った保育所な どがなく、一日を自宅 対応に当たる看護師は19年 と幼稚園、 で過ごす子どもも多 い。21年9月に支援法 が施行。医療や教育の 関係機関が緊密に連携 し、切れ目なく支援す 中・高校で ることを基本理念に位

置付けた。

生活を「社会全体で支える」 が見つからないケースは多 分とは言えず、 のの子どもの数に比べて十 度時点で3552人いるも 支援法は子どもと家族の 受け入れ先

行政の支援を求

る「支援センター」を各都 道府県に設置するよう求め トップで家族の相談に応じ

支援法に基づき、

厚生労働省と文部科学省

ため、

国や自治体に支援の

養務があると明記。

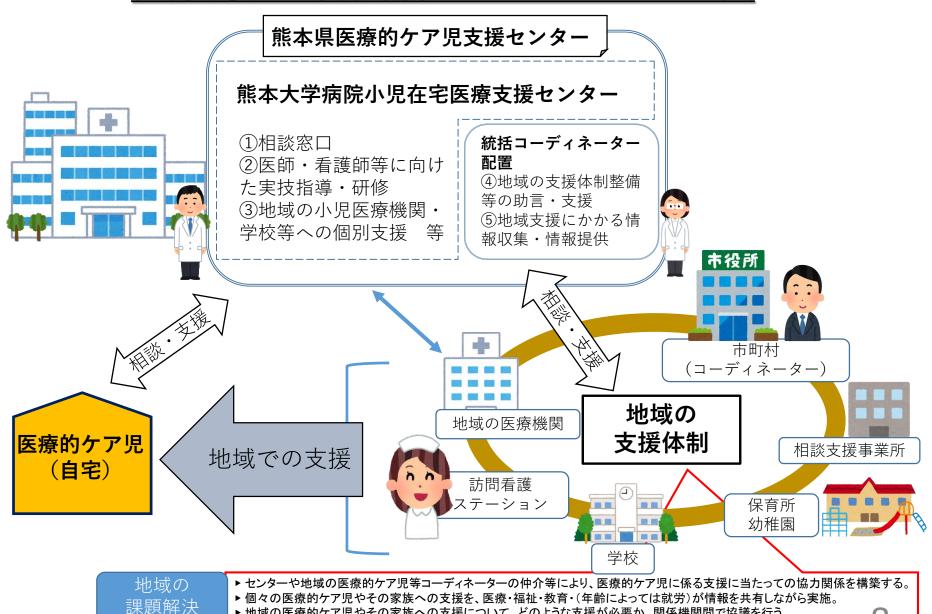
ワンス

は22年度予算案で、 の補助制度を整備。 センター設置に必要な経費 は21年度補正予算で、 した。配置するための予算を拡充 支えられる看護師を学校に の付き添いを含め、 生活を 送迎時 文科省 支援

には、

保育所や学校の

医療的ケア児支援センターイメージ図



▶ 地域の医療的ケア児やその家族への支援について、どのような支援が必要か、関係機関間で協議を行う。

- Ⅱ 医療的ケア児支援関係事業(障がい者支援課分)
- 1 熊本県医療的ケア児等支援検討協議会
 - ① 目的

医療的ケア児の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関等の連携体制を構築することにより、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

② 設置

各分野において医療的ケア児支援を実践している県内関係団体より 推薦を受けた15人の委員で構成。

- ③ 協議の内容
- ・医療的ケア児等とその家族の支援に係る関係機関相互の課題や情報の 共有及び連携の強化
- ・医療的ケア児等とその家族の支援に係る方策
- ④ 令和5年度熊本県医療的ケア児等支援検討協議会概要 ア 日時 令和6年2月1日 15:00~17:00開催 イ 議題 熊本県における医療的ケア児等支援の取組みについて 意見交換(ライフステージ毎の支援の充実等について)

2 医療的ケア児地域支援体制強化事業

① 統括コーディネーターの配置

ア目的

熊本県医療的ケア児支援センターに統括コーディネーターを配置し、地域の医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及びこれに従事する者に対する研修、助言・連絡調整、情報提供等を行うことにより、医療的ケア児及びその家族等が身近な場所において必要な支援を受けることができる体制を構築する。

イ 業務内容

- (ア) 医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修
- (イ) 市町村・関係機関等支援 市町村及び関係機関等に対し、困難事例への相談対 応や地域の連絡会議への参加等により、地域の医療的 ケア児支援体制の構築に必要な助言・連絡調整等を行う。

(ウ)情報提供

地域の医療的ケア児の状況やニーズ等を把握し、関係 機関等への情報提供を行う。

② 医療的ケア児等コーディネーター養成研修

ア目的

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、支援を総合調整するコーディネーターを養成するための研修を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

イ 研修対象

市町村保健師、相談支援専門員等、今後地域においてコーディネーターの役割を担う者。

- ウ 令和5年度(2023年度)実績 研修修了者:41人
 - ⇒ 県ホームページにこれまでの研修修了者名簿を掲載しています。

③ 医療的ケア児等支援者養成研修

ア目的

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるために、支援が適切に行える人材を養成し、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

イ 研修対象

地域の事業所等で医療的ケア児等を支援している者、および今後支援を予定している者。

ウ オンラインによるオンデマンド方式で実施

3 医療型短期入所事業所等設置支援事業

(1)目的

在宅で重度障がい児(者)の介護を行っている家族のレスパイトケアを図るため、医療的ケアが必要な重度障がい児(者)を受け入れる事業所に対し、備品の購入費の一部及び事業所において、常時の付き添いなどの特別な支援を行った場合に要した費用の一部に対する助成を行うことにより、事業所の設置運営を支援することを目的とする。

(2)補助の対象

医療的ケアが必要な重度障がい児(者)を当該年度中に新たに受け入れる次の事業所。

- · 医療型短期入所事業所 · 児童発達支援事業所
- ・放課後等デイサービス事業所
- ·生活介護事業所 ·日中一時支援事業所

(3) 補助対象経費及び補助率

- ① 備品購入費助成
 - ○補助対象:・受け入れのために必要となる送迎用自動車
 - ・医療用機器等の備品の購入費の一部 監視用テレビモニター、電動ベッド、マットレス、吸引器、パルスオキシメーター(血中酸素飽和度を表示する機器)等の医療的ケアを行うにあたって必要となる機器等
 - ○補助率: 県3/4 事業者1/4
 - ○補助基準額:送迎用自家用車購入を含む場合は7,500千円以内、 含まない場合は2,500千円以内。
- ② 運営費助成 ※医療型短期入所事業所のみ
 - ○補助対象:特別な支援が必要な重度の障がい児・者の受け入れに際し、障がい特性に応じて、ヘルパーの派遣による常時付き添い等の特別な支援を行った場合に要した費用の一部 (開設から1年以内に限る)
 - ○補助率:県10/10
 - ○補助基準額:1日ヘルパー1人あたり20千円

(補助上限額:1,860千円)

III 市町村における取組み

(i)協議の場の設置

地域における医療的ケア児等支援に係る協議 の場の設置

(ii) 医療的ケア児等コーディネーターの配置

各市町村の一元的な相談窓口、総合調整等を 行う市町村の医療的ケア児等コーディネーター の配置

(iii) 地域の支援体制の構築

各補助事業等を活用し、地域における医療 的ケア児の支援体制の整備

(i) 医療的ケア児支援にかかる地域の協議の場について

1 目的

医療的ケア児とその家族を地域で支えるため、保健、医療福祉、教育等の医療的ケア児等支援に関わる 行政機関や事業所等の担当者が、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る。

2 協議内容

医療的ケア児とその家族(以下「医療的ケア児等」という。)への支援体制に関する以下の協議を行い、 市町村等の施策・取組みに反映する。

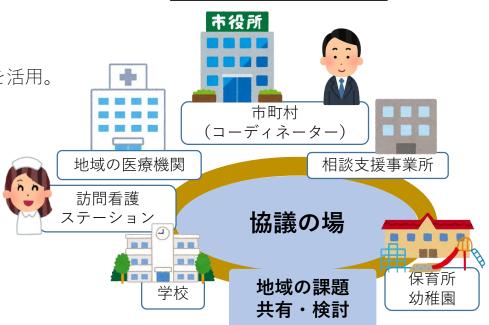
- (1) 関係機関相互の課題や情報の共有及び連携強化に関すること
- (2) 地域の実情に応じた支援体制の整備に関すること
- (3) その他

3 構成

- (1)設置者:市町村(圏域単位で開催も可)
- (2) 開催方法:新規設置または、既存の協議体を活用。
- (3)委員:以下のような関係者で委員を構成。
 - ・医療的ケア児等の団体・医療機関
 - ・医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関

4 議題例

- (1) 地域の状況について
 - ① 各機関の状況・課題・取組みについて
 - ② 意見交換
- (2) その他



地域の支援体制

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 【最終改正 令和2年厚生労働省告示第213号】 第一 三 4 参照

- (ii) 市町村の医療的ケア児等コーディネーターの配置
- ○市町村の医療的ケア児等コーディネーター (以下、 「市町村コーディネーター」という。) の役割
- ①医療的ケア児等が、市町村の障がい福祉、母子保健、保育及び教育等の関係部署に円滑に支援を求められるよう、②関係部署による医療的ケア児等への支援が円滑になるよう連絡・調整を行う。
- ⇒ 市町村コーディネーターに負担が集中しないような体制づくり。
- ⇒ 関係部署、市町村コーディネーターの担当業務の明確化
- ※ 配置については、委託も考えられる。
- ※ 市町村単独での配置が困難な場合、圏域での配置も考えられる。

市町村の医療的ケア児等コーディネーターの役割

【ライフステージと関係支援機関】

 NICU
 保育所等
 小・中学校
 高校
 一般就労

 特別支援学校
 就労支援事業所等

 児童発達支援
 放課後等デイサービス
 生活介護

 短期入所・日中一時支援・居宅介護

出生 乳幼児期

学童期

成人

市町村コーディネーターの主な役割

- 1 総合的な相談窓口
- 2 市町村の役割に係る連絡・調整
- 3 地域に必要な資源等の把握・開発 (医療機関・福祉施設・保育所等)
- 4 個別支援にかかる情報共有 (保健師、訪問看護師、相談支援専門員)

- <u>→ 市町村の主な役割</u> 】
 - ① NICUからの在宅移行支援
 - ② 障がい福祉サービスの導入支援
 - ③ 保育所等への入所支援
 - ④ 小中学校等への就学支援
 - ⑤ 就労・生活支援
 - ⑥ 災害時の避難に関する相談支援

※協議の場等を活用し、地域の課題を共有する。

【ライフステージと関係支援機関】

NI 通院(小児科/内科等) 通院(小児科等) CU 医療 訪問診療、訪問看護、訪問歯科、訪問薬剤管理指導 小·中学校 高校 保育所等 大学 保育・ 教育 特別支援学校(幼稚部含む) 短期入所/障がい児入所支援 短期入所/療養介護 居宅介護、通院等介助 福祉サー 障害児相談支援 計画相談支援 ビス 生活介護 放課後等デイサービス 児童発達支援 保育所等訪問支援 就労支援事業所等 就労 一般就労

出生 乳幼児期

学童期

成人